平成二十九年六月十六日

参

議

院

法

務

委

숲

政 府 及 び 最 高 裁 判 所 は 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に 当 た り、 次  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 1 て 格 段  $\mathcal{O}$ 配 慮 を す べ き で あ

に 実 害 至 態 す 性 る る に 犯 経 即 悪 罪 質 緯 L は た 重 本 対 大 被 法 処 な 害  $\mathcal{O}$ を 犯 者 規 す 罪  $\mathcal{O}$ 定 る で 心 内 た あ 身 容  $\otimes$ 0 に 等 て 長  $\mathcal{O}$ 年 に 法 0 整 12 厳 11 備 正 わ て を な た 行 対 り 関 処 多 う と 係 大 が 機 必 な 1 要 苦 関 う 等 で 痛 本 に 法 あ を 周 与  $\mathcal{O}$ る 知 ところ、 え 適 徹 正 続 底 な け す 運 る るこ 用 近 ば を 年 カゝ کے 义  $\mathcal{O}$ ŋ る 性 カン た 犯  $\Diamond$ 罪 そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 本 実 人 法 情 格  $\mathcal{O}$ 等 B 趣 12 尊 鑑 厳 旨 4 を 著 本 法 事 L 案 < 成 <u>\f</u> 侵  $\mathcal{O}$ 

要 に 査 不 直 研 が 刑 能 究 あ 法 面 L を る 第  $\mathcal{O}$ た 推 لح 認 百 被 進  $\mathcal{O}$ 定 七 害 す 指 に + 者 る 摘 0 六 と 条  $\mathcal{O}$ が 1 لح て 心 な 及 理 t さ び 等 12 被 第 れ に て 害 百  $\sum_{}$ 者 0 七 1 1 n ること لح + て 6 相 七  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 手 条 研 に 知 方 に لح 修 見 鑑 お を を 4 け  $\mathcal{O}$ 踏 行 関 る うこと。 係 ま え 性 暴 れ 5 B 行 司 に 被 又 関 法 害 は 警 連 者 脅 察 す 迫  $\mathcal{O}$ 職 る 心 員 理 並 心 理 を び 検 学 ょ に 察 的 ŋ 刑 官 法 精 層 第 及 び 神 滴 百 裁 切 医 七 学 + 判 に 官 的 踏 八 に 知 ま 条 見 え 12 対 等 L て お に な け 7 0 さ る 性 11 n 抗 て る 犯 罪 調 拒 必

三 防 権 止 利 性 に 利 犯 努 益 罪  $\otimes$ 12 に る + 係 こと。 分 る 配 刑 慮 事 事 ま し た、 件 偏  $\mathcal{O}$ 被 見 捜 害 に 査  $\mathcal{O}$ 基 及 実 づ び 態 < 公 を 不 判 + 当  $\mathcal{O}$ 分 な 過 に 取 程 踏 扱 に ま お V え を 1 受 た 7 け 適 は 切 る な こと 被 証 害 拠 が 者 保 な  $\mathcal{O}$ 全 11 プ を ょ ラ 义 Ď イ るこ に バ す シ <u>ک</u> 。 ると 生 Ł 活  $\mathcal{O}$ 平 穏 次 そ 被  $\mathcal{O}$ 他 害  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

兀 ے ح る 過 強 程 制 に 性 関 お 交 等 係 11 機 7 罪 関 が 等 被 被 に 害 害 対 者 者 す لح  $\mathcal{O}$ る な 性 研 ŋ 別 修 得 を 等 る 問 を 男 わ 通 性 な ľ B 11 て 性 t 徹 的  $\mathcal{O}$ 底 لح 7 さ な 1 せ 0 る IJ た よう テ と イ 努 に を  $\emptyset$ 踏 対 ること。 ま L え 7 偏 被 見 害 に 基  $\mathcal{O}$ づ 相 < 談 不 当 捜 な 査 取 扱 公 判 1 を  $\mathcal{O}$ L あ な 5 ゆ

五 起 訴 • 不 起 訴 等  $\mathcal{O}$ 処 分 を 行 う に 当 た 0 て は 被 害 者  $\mathcal{O}$ 心 情 に 配 慮 す る と لح ŧ に 必 要 12 応 じ 処 分  $\mathcal{O}$ 理

由 等 に 0 1 7 丁 寧 な 説 明 に 努  $\emptyset$ るこ ح °

六  $\mathcal{O}$ に 難 軽 従 で 性 減 あ 犯 11 B ŋ 罪 被 性 が そ 害 犯 重  $\mathcal{O}$ 罪  $\mathcal{O}$ 大 潜 等 被 か 害 在 被 9 化 害 が 深  $\mathcal{O}$ に 潜 刻 防 関 在 な 被 止 す 化 等 る L 害 B  $\mathcal{O}$ 調 を 生 た 査 す  $\otimes$ を 11 ľ さ 実 لح ワ せ 施 VI ン う る L ス 性 上 1 性 犯 ツ 犯 罪 性 プ 罪 被 犯 支 等 害 罪 援 被  $\mathcal{O}$ 被 セ 害 特 害 ン 性 者  $\mathcal{O}$ タ 実 を が 態 踏 そ  $\mathcal{O}$ 把 ま  $\mathcal{O}$ 整 握 え 被 備 に 害 を 第 努  $\mathcal{O}$ 推  $\Diamond$ 三 性 進 る 次 質 す と と 犯 上 ること。 罪 支 ŧ 被 援 に 害 を 者 求 等 被  $\otimes$ 害 基 る 者 本 لح 計  $\mathcal{O}$ 画 負 が 担 築 困

七 件 訴  $\mathcal{O}$ 状 刑 捜 等 事 査 に 訴 及 お 訟 び け 法 公 る 等 判 被  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 害 実 者 部 情 を  $\mathcal{O}$ P 氏 改 名 正 す 被  $\mathcal{O}$ 害 秘 る 者 匿 法  $\mathcal{O}$ に 律 再 係 平 被 る 措 成 害  $\mathcal{O}$ 置 お + に そ 0 八 れ 11 年 に 7 法 配 律  $\mathcal{O}$ 慮 第 検 す 討 五 ベ を + き 行 兀 で 号 う あ に る 当 附 と た 則  $\mathcal{O}$ 第 0 指 7 九 は、 条 摘 を 第 ŧ 性 三 踏 項 犯 ま 罪  $\mathcal{O}$ え に 規 るこ 係 定 る に کے 刑 ょ ŋ 事 事 起

八 心 行 技 うこ 法 情 児  $\mathcal{O}$ Þ 童 と 普 特 が など、 及 性 被 Þ を 害 理 者 被 検 解 で 害 察 し、 あ 児 庁 る \_ 童 性 警 次 犯  $\sim$ 配 罪 察 被 慮 害 に 児 L  $\mathcal{O}$ 0 た 童 防 11 取 相 止 7 組 談 に は を 配 所 ょ 等 慮 そ ŋ  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 関 被 0 層 係 0 害 推 機 が 進 関 被 特 L に 害 に 7 お 児 深 1 け 童 刻 < る 化 カン 協 5 L کے 得 B 議 に 5 す ょ れ 11 ŋ る と 供 な 関 述 ど 係  $\mathcal{O}$ を 機 証 関 明 踏 ま  $\mathcal{O}$ 力 え、 代 を 表 確 者 保 被 が す 害 聴 る 児 取 聴 童 を 取  $\mathcal{O}$ 

九 係 機 性 関 犯 と 罪 連 者 携 は l た 再 施 U 策 類  $\mathcal{O}$ 似 実  $\mathcal{O}$ 施 事 な 件 を 起 効 果 す 的 傾 な 向 再 が 犯 強 防 11 ک 止 と 対 策 に を 鑑 講 4 ず る 性 ょ 犯 う 罪 努 者  $\otimes$ 12 る 対 す る 多 角 的 な 調 杳 研 究 Þ 関

右決議する。